

第3回都市緑地法に基づく基本方針策定に向けた有識者会議

1. 日時

令和6年10月1日（火）15:00～17:00

2. 場所

国土交通省（合同庁舎3号館）都市局局議室

3. 出席委員（五十音順、◎：座長）

大嶋 優佳	経団連自然保護協議会事務局次長
坂井 文	東京都市大学都市生活学部教授
佐藤 留美	NPO 法人 Green Connection TOKYO 代表理事
谷口 守	筑波大学システム情報系社会工学域教授
深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授
横張 真（◎）	東京大学総括プロジェクト機構特任教授
大道 和彦	東京都建設局公園緑地部公園計画担当部長
奥野 潔	神戸市建設局公園部長
三末 容央	松戸市街づくり部みどりと花の課長

4. 議事

- ・第2回有識者会議におけるご意見と対応について
- ・基本方針（案）について

5. 主な発言など

【基本方針に関する全般的な事項について】

- ・「都市計画区域外も含みうる」とした点は良いが、その後に続く「中心市街地のみならず郊外部も含めた」という表現は市町村の基本計画と同様の表現であり、より広いスケールで理念を示すべきではないか。
- ・「都市計画区域外も含みうる」という前提にしたにもかかわらず、個別の項目では対象範囲は市街化区域がメインであるかのような表現となっており、スタンスの統一が必要ではないか。
- ・市街化調整区域や都市計画区域外を今回の基本方針の対象に含むならば、もともとそうした区域は農地や森林等の緑が基質となっており、大規模開発が予定されている場合を除き、「量」の議論をする必要性はあまり感じられない。市街地内の緑化もまた「量」よりも「質」の重要性が増していると思うので、「質」にかかわる方針を、基本方針の概要資料にうまく表現してほしい。
- ・国として都市緑地の保全、緑化の推進に取り組むとしているが、市民あるいは市役所内部でも重要性が認知されていない。今回の基本方針は、素晴らしい考え方がまとめられ

たが、今後、この基本方針をはじめ改正都市緑地法の制度や取組に関して、わかりやすい概要資料を作っていただけると、自治体としても取組がしやすい。

【緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標について】

- ・都市の緑地は環境課題を解決するために行動する人たちを育てていく環境教育の場としても重要である。生涯学習に加え、環境教育についても併記すべきではないか。「潤いと安らぎのある生活への寄与」は Well-being と意味が重複しているので、それは Well-being の項に組み込むなどして、代わりに教育の場ということを意義に入れてはどうか。
- ・「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-being が実現できる緑豊かな都市」という全体目標をより強調した表現とすべきではないか。
- ・目標として掲げている緑被率に水域を含むのかどうか定義を示した方が良いのではないかな。
- ・目標として掲げている「人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市」の項目に、計画的な緑地管理や樹林更新の重要性も記述すべきではないか。
- ・「アスファルトとコンクリートに囲まれた都市」という表現について、多様な発展の経緯を経て成熟期を迎える都市のような幅広い表現の方が良いのではないかな。
- ・Well-being の実感には緑地の量の確保だけでなく、ソフト面、特に健康への寄与が重要であり、その部分の記述が必要ではないか。
- ・基本方針の概要資料における「公的空間」の意味がわかりにくいので定義が必要ではないか。
- ・2025 年度までの水と緑の公的空間確保量の目標値は、目標期限が来年度であり基本方針の概要資料に掲載する意味がないのではないかな。

【緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項について】

- ・NPO 法人等の役割としての中間支援組織に関する記載については、行政、住民、民間企業など多様な主体の連携を促進し、都市緑地及び周辺地域の価値の向上、Well-being の向上といった表現にしていきたい。
- ・「緑地の更なる充実に向けた多様な資金、体制等の確保の必要性」について、仕組みや体制を確保するということは追加できないか。会計システムを変える、基金制度、特別税などの仕組みも大事。体制等に入っているかと思うが、充実させていく必要があるので書き込んでも良いのではないかな。
- ・樹木や樹林の更新を行うにあたり、保存樹や景観重要樹木、歴史的価値がある樹木などの重要性を考慮することがわかるよう記載してほしい。
- ・中間支援組織の記載として「緑地の更なる充実に向けた多様な資金、体制等の確保の必要性」とあるが、その前に、「多様な主体の連携を促進する中間支援組織」との記述の追加が必要ではないか。
- ・基本方針の概要資料の推進の視点②「緑地の更なる充実に向けた多様な資金、体制等の確保」について、説明に関する記載が限定的で、本文の内容を十分に表現できていない

のではないか。

- ・「緑地の広域的・有機的なネットワークの形成」について、公的空間や民有地など多様な緑地や主体の連携を主導することが、国の役割として必要ではないか。
- ・まちのみどりの連続性の確保は、人だけ生きものだけではなく双方が行き交うために重要である。そこで生物多様性に関するエコロジカルネットワークの重要性に加え、ウォーカブルに資する緑地の連続性といった観点も必要ではないか。

【緑地の保全及び緑化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針について】

- ・地方公共団体に緑被率の算定方法を提供するとしているが、基本方針とは別で良いので、いつ頃提供されるのか、地方公共団体側に伝えていただけるとありがたい。
- ・民間からの投資を増やすときに、インセンティブが必要ということが様々な業種から言われている。緑地の更なる充実に向けた多様な資金の確保のために、国としての取組・支援がもう少し具体的に示されると取組のインセンティブになるのではないか。
- ・健全な樹林を持続的に育成するための樹林管理について、広く社会全体への普及啓発を図ることが必要ではないか。
- ・普及啓発・環境教育で終わるのではなく、連携や協働の仕組みの構築についての記述が必要である。多様な主体の参画・協働を促進する仕組み作りについては自治体も悩んでいるところなので、しっかり書き込んでほしい。
- ・最近、枝折れによる事故のニュースがあったが、大きな事故になっていないだけで枯れ枝等の落下による物損事故は多数発生している。事故防止の対策を含めて維持管理に使える自治体の予算は慢性的に不足している。
- ・安全の確保のためにも維持管理には優先的に予算を確保しなければならず、都心から離れていくほど、自治体内での緑のための財政的な基盤や組織の基盤が弱くなっていると思われる現状の中で、さらに新規の公園整備、樹林地の保全といってもなかなか難しい状況があることが想像できる。基本方針で記載しているような、緑を質・量で確保していくとなると、緑にお金をかけるといった価値観の醸成がもっと必要ではないか。
- ・緑を大事にしていく価値観の醸成をはじめ、多様な主体の参画、協働の促進に向けた普及啓発などは基本方針の根本的な部分として示すべきではないか。

【広域計画・基本計画の策定に関する基本的な事項について】

- ・新しく公園を整備するにあたっては、その土地の生物、歴史、文化などを最大限活かすという考え方を示すべきではないか。
- ・「都市公園間のネットワーク化」だけではなく、団地や神社などの多様な緑地も含めたネットワーク化が必要ではないか。
- ・専門家や地域住民などからは、都市公園が地域の防災拠点としての役割を担うことを期待されており、そのような記載があると良いのではないか。
- ・都市公園の管理の多様な担い手の例として、民間企業にも言及すべきではないか。
- ・多様なステークホルダーの関与が必要であるとしているものの、住民等の声を反映させ

るため「公聴会等」を開催すると記載してしまうと、声を反映する手段が限定的に受け止められてしまうのではないか。また、海外では多様なステークホルダーのコーディネートを中立的な立場として中間支援組織が様々な手法を使って行っている場合が多い。中間支援組織との連携も入れてほしい。

- ・広域計画の対象とする大規模な緑地では、大企業や大学が所有する緑地が対象となることが想定されることから、計画に対する意見聴取先も基本計画と異なってくるのではないか。

【その他の緑地の保全及び緑化の推進に関する重要事項】

- ・推進の視点の一つとして緑地の広域的、有機的なネットワーク形成を挙げているが、コンパクトシティの取組とは表裏一体の関係であるため、両者の連携について記載した方がよい。
- ・DX、オープンデータの活用ということも多様な主体との協働や、運営管理を進めるために必要な視点であり、基本方針の概要資料に記載すべきではないか。

以上